

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
		(2)	次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
		(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	
		(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所	
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
		(2)	救護施設	
		(3)	乳児院	
		(4)	障害児入所施設	
		(5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）	
		(6)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
	(2)	更生施設		
	(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
	(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
	(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

消防計画

事業所の名称を記入してください。

(目的)

第1条 この計画は、消防法（以下「法」という。）第8条第1項、第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項、消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の6、令第49条において読み替えて準用する令第4条の2の6及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、**居酒屋**
●●川崎店（以下「当該事業所」という。）の防火・防災管理業務及び自衛消防組織についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業所に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火・防災管理業務を受託している者

2 管理権原の及ぶ範囲において、この計画を適用するものである。

(被害想定)

第3条 この計画の作成及び変更に際しては、別表1のとおり、被害想定を作成し、当該被害想定に対応した対策を記載する。

(計画の見直し)

第4条 定期的に、この計画の見直しを行うものとし、次の場合には、この計画の内容を検討し、その結果に応じた記載の変更を行う。

- (1) 人事異動、事業所の組織変更、防火対象物の変更等により、消防計画の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の計画では対処できないとき。
- (3) 災害又は訓練による検証等により、計画の変更に伴う必要な事項が判明したとき。
- (4) 国又は自治体から企業の災害対処体制の変更を必要とされる重要情報が発表されたとき。
- (5) 新たな災害予防対策ができたとき。
- (6) その他、管理権原者等が必要と認めたとき。

(管理権原者)

第5条 管理権原者は、社内の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任して、防火・防災管理業務を行わせる。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火・防災管理者)

第6条 防火・防災管理者は、防火対象物の管理権原者及び統括防火・防災管理者の指示、当該消防計画及び全体についての防火・防災管理に係る消防計画に定める内容に基づき、業務を実施する。

- 2 防火・防災管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の業務を行う。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
 - (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - (6) 防災管理上の自主検査・点検の実施
 - (7) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検・防災管理点検）等の立会い
 - (8) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - (9) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (11) 収容人員の適正管理
 - (12) 地震時における収容物等の転倒・落下・移動防止等の安全対策
 - (13) 従業員に対する防災教育の実施
 - (14) 防火・防災担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
 - (15) 管理権原者への提案や報告
 - (16) 放火防止対策の推進
 - (17) 災害活動の拠点となる防災センターまたは指揮本部に災害活動上必要な情報集約
 - (18) その他

該当する事業所と該当しない事業所があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

(防火・防災管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第7条 管理権原者は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者及び自衛消防組織の統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

(消防機関への連絡)

第8条 管理権原者等は、次の業務について、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に規定されている事項に基づき、消防機関への報告、届出及び連絡を行う。

(1) 防火・防災管理者選任（解任）届出

防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け出ること。

(2) 消防計画作成（変更）届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火・防災管理者が届け出ること。

ア 管理権原者または防火・防災管理者の変更

イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更

ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造に関する事項の変更

エ 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

(ア) 受託者の氏名及び住所

(イ) 受託方式

(ウ) 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲

(エ) 受託者の行う防火・防災管理業務の方法

(3) 消防訓練実施の通報

第80条による。

(4) 自衛消防組織設置（変更）届出

自衛消防組織を置いたとき、又は変更したときは、管理権原者が届け出ること。

(5) 禁止行為の解除承認申請

喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込を禁止されている場所において、

これらの行為を行おうとするときは、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をしたのち申請すること。

- (6) 防火対象物の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。
- (7) 防災管理点検の点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び防火・防災管理者が確認した後、報告すること。
- (8) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を、管理権原者及び防火・防災管理者が確認をした後、消防法施行規則第31条の6第3項の規定に基づき報告すること（防火対象物全体で報告する際は必要なし。）。
- (9) その他
建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第9条 管理権原者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

(予防的活動のための組織)

第10条 予防的活動のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止に加え被害発生・拡大防止を図るため、防火・防災管理者のもとに、防火・防災担当責任者をおき、所定の区域ごとに火元責任者をおくこととし、**別表2**のとおり定める。

(防火・防災担当責任者の業務)

第11条 防火・防災担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火・防災管理者の補佐
- (3) その他、防火・防災管理上必要な業務（火元責任者の業務を除く。）

(火元責任者の業務)

第12条 火元責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の日常の火気管理（喫煙の管理も含む。）に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 火気関係及び閉鎖障害等に係る検査の実施に関すること。
- (5) 防火・防災担当責任者の補佐

実施予定月を記載してください。

(自主点検・検査の実施)

第13条 消防用設備等・特殊消防用設備等、建物、火気使用設備器具及び電気設備等について適正な機能を維持するため、別表3、別表4により、年2回（**4**月、**10**月）点検・検査を、管理権原者又は防火・防災管理者が実施する。

(防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等)

第14条 防火対象物の法定点検（防火対象物点検、防災管理点検）等は、点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者は、防火対象物の点検等実施時に立ち会う。

(消防用設備等の法定点検)

第15条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。

2 防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果の記録及び報告)

第16条 自主点検・検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火・防災管理者に報告する。点検検査結果については、防火・防災管理維持台帳に編さんする。

(不備欠陥事項の改善)

第17条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修する。

2 防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(従業員等の守るべき事項)

第18条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないこと。

2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

3 喫煙は、指定された場所で行う。

4 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。

(営業時間外における対応)

第19条 営業時間外については、警備員等は、定時に巡回する等防火・防災

上の安全を確認する。

(工事中の安全対策)

第20条 防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立するとともに、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を所轄消防署に届け出る。

2 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

- (1) 溶接・溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
- (2) 工事を行う者は、防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告させること。
- (4) 危険物等を持ち込む場合には、そのつど、防火・防災管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (6) その他防火・防災管理者の指示すること。

(定員の管理)

第21条 次の事項を遵守し、定員の管理に努める。

- (1) 定員を超えた客の入場をさせない。
- (2) 避難通路に客を収容しない。
- (3) 出入口や切符売場の見やすい場所に、定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げる。

(避難経路図の掲出)

第22条 見やすい場所に、屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出する。

(火気の使用制限等)

第23条 防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

(1) 喫煙場所の指定

防火・防災管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。

(2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

使用禁止場所は、**厨房、客席、喫煙所を除く全ての場所**とする。

火気の使用禁止場所を記載してください。

(臨時の火気使用等)

第24条 当該事業所内で、次の事項を行おうとする者は、防火・防災管理者に事前に連絡し、承認を得る。

- (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第25条 防火・防災管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設の機能保持
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品をおかないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 防火戸、防火シャッター等防火施設の機能保持
 - ア 火災が発生したときの延焼を防止し、有効な消防活動を確保するため、防火戸、防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(放火防止対策)

第26条 防火・防災管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の従業員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。

- (7) 火元責任者及び最後に退社する者は、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日や夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

(地震発生時の安全性確認)

第27条 防火・防災管理者は、地震発生時の建築物・設備の安全性を確認するため次の措置を行う。

- (1) 第3条において定める被害想定及びそれに対応した個別の目標設定に応じた安全性が確保されていることを確認する。
- (2) 消防用設備等が、耐震措置が維持されていることを確認する。
- (3) 自治体が作成・公表する震災の被害予測や防災マップ等を定期的に確認し、防火対象物の存する地域の震災時の延焼、周辺建物等の危険実態の把握に努める。

(地震時の災害防止措置)

第28条 建物・施設の点検・検査員、火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、各種施設、設備器具の自主点検・検査に合わせ次の措置を行う。

- (1) 建築物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)の倒壊、転倒及び落下を防止すること。
- (2) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (3) 火気使用設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (4) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第29条 防火・防災管理者は、地震発生時に人命に危険を及ぼす可能性が高い場合にあっては、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止に努め、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置を定める。各点検・検査員は、オフィス家具類等の移動・転倒及び落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は防火・防災管理者が当該措置を行うよう指示をする。

(避難施設・建物損壊への対応)

第30条 各点検・検査員は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解錠方式を確認する。

(地震の対応に特有の設備等の設置、物資の確保)

第31条 管理権原者は、地震その他の災害等に備え、別表5に定める物品の管理者を定め、管理記録を作成する。

(自衛消防組織に関する協議会の設置)

第32条 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関することは、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に記載のとおりとする。

2 自衛消防組織の統括管理者は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に記載のとおりとする。

3 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関することは、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に記載のとおりとする。

(自衛消防組織の設置)

第33条 自衛消防組織は、本部隊及び地区隊を設けるものとし、その編成は次のとおりとする。

(1) 本部隊

本部隊は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画により構成されるものとする。

(2) 地区隊

地区隊は、原則として、それぞれ通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班を設け編成する。

(自衛消防組織の活動)

第34条 自衛消防組織の活動は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画及び次の事項のとおりとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災、地震等の災害に対処する。

(2) 本部隊の活動は、建物内の全ての地区の火災、地震等の災害に対処するものとし、地区隊の各係員と協力して災害活動にあたる。

(3) 地区隊の活動は、火災、地震等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動対応を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画による。

(4) 火災、地震等の災害が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防組織の統括管理者の命令を受けた地区隊を除いて全て避難誘導にあたる。

(本部隊の任務・体制)

第35条 本部隊の任務・体制は、全体についての防火・防災管理に係る消防計画に基づき行うものとする。

(地区隊の任務・体制)

第36条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域で発生する火災・地震等の災害において、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとする。

- 2 地区隊長は、自衛消防隊長の命を受け、担当地区隊を統括するとともに、自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。
- 3 地区隊の体制は、通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、その任務は次のとおりとする。

なお、各班には班を統括する班長を置くとともに、編成については、別表6に基づき定めることとする。

(1) 通報連絡班

- ア 被害状況の把握、情報収集及び伝達
- イ 消防機関への通報及び防災センターまたは指揮本部等指定場所への連絡
- ウ 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告

(2) 消火班

- ア 消火器や屋内消火栓等による初期消火
- イ 本部隊消火班の誘導

(3) 避難誘導班

- ア 在館者への避難誘導
- イ 在館者へのパニック防止措置
- ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- エ 避難器具の設定

(4) 安全防護班

- ア 防火戸、防火シャッター、ダンパー等の操作
- イ 危険物、ガス、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所の立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損防止措置
- オ 活動上障害となる物件の除去

(5) 応急救護班

救出および負傷者に対する応急救護等の人命安全に係わる措置

- 4 火災・地震が発生したときは、各地区隊と協力して、自衛消防活動を行う。

(活動の実施優先度)

第37条 自衛消防組織は、人命安全の確保を最優先目標とし、地震等により迅速な対応が困難な場合には、人命安全の確保を優先的に対応する。

(地区隊の装備)

第38条 地区隊の装備並びに管理は、次による。

(1) 装備

ア 通報連絡班

- (ア) 消防計画
- (イ) フロア図面
- (ウ) 非常通報連絡先一覧表
- (エ) 名簿（自衛消防要員）
- (オ) 携帯用拡声器
- (カ) 照明器具（懐中電灯）
- (キ) 情報伝達器具（トランシーバー）

イ 消火班

- (ア) 消火器
- (イ) 防水シート

ウ 避難誘導班

- (ア) マスターキー
- (イ) 携帯用拡声器
- (ウ) 照明器具（懐中電灯）
- (エ) ロープ
- (オ) 誘導標識（案内旗）

エ 安全防護班

- (ア) キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア）
- (イ) 救助器具（ロープ、バール）
- (ウ) フロア図面

オ 応急救護班

- (ア) 応急医薬品
- (イ) 受傷者記録用紙

(2) 装備の管理

地区隊長は、地区隊の装備品の管理責任者を定め、管理責任者は、地区隊の装備品について次の事項を行う。

- ア 定期的に必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。
- イ 点検結果を整備記録に記録する。

(休日、夜間の火災予防管理)

第39条 休日、夜間等従業員の数が著しく少なくなる時間帯においては、あらかじめ巡回者及び巡回範囲を定め、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第40条 休日、夜間等従業員の少ない時間帯における自衛消防活動は、第35条及び第36条で定める任務分担に基づき、在館する隊員が次の措置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

(通報連絡)

第41条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターまたは指揮本部等に場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。

- 2 通報連絡班は、火災の場所、状況、消火活動状況等について確認を行い、本部隊、地区隊長等の関係者及び別表7に定める関係機関に報告・連絡する。
- 3 消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援は、本部隊指揮・通報連絡班が実施する。

(消火活動)

第42条 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。
なお、自己の地区隊の担当区域外で発生した場合は、出火地区への応援活動を行う等、臨機の処置を行うとともに本部隊等の指示により行動する。

(避難誘導)

第43条 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、次に従い、誘導にあたる。

- (1) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (2) 忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期す。
- (3) 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- (4) 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部隊に連絡する。
- (5) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。
- (6) 自力避難困難者に対しては、避難の支援を行う。
- (7) 避難及び避難誘導は、各地区隊の避難誘導班と協力して行う。

(安全防護措置)

第44条 安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

(応急救護)

第45条 応急救護班は、応急手当を行い、本部隊及び救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるよう適切な対応をする。

2 応急救護班は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送病院、負傷程度等の必要な事項を記録すること。

(地震発生時の初期対応)

第46条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行う。

(1) 地震発生直後は、人身の安全確保を守ることを第一とし、自身の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかける。

(2) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等の出火防止措置を行い、各火元責任者はその状況を確認して防災センターまたは指揮本部へ報告する。

(3) 防火・防災担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防災センターまたは指揮本部へ報告する。異常が認められた場合は、応急措置を行う。

(4) 火気設備等の各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(地震時の自衛消防活動の開始)

第47条 地震が発生した場合、大きな揺れがおさまったことを確認後、自衛消防隊長の判断により、直ちに自衛消防組織の活動を開始する。

2 被害の状況及び活動状況を、通報連絡班を通じ自衛消防隊長に報告する。

(地震発生時の被害状況の確認)

第48条 地区隊長は、従業員等からの速報により、自己の地区の被害状況を速やかに把握するよう努める。

2 従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、地区隊長に報告する。

3 地区隊長は、活動が終了した場合、自衛消防隊長に報告する。

(地震時の連絡通報)

第49条 火災や要救助者の発生時の消防機関への通報は、原則として、本部隊の指揮・通報連絡班が行う。ただし、本部隊へ連絡がとれない等、緊急を要する場合は、地区隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を本部隊に報告する。

2 本部隊の指揮・通報連絡班及び地区隊の通報連絡班は、使用可能な連絡手段を用いて、関係者や別表7に定める関係機関及び自衛消防組織内の連絡を行う。

- 3 消防隊が到着した際の、消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導等の消防隊への支援を行う。

(地震時の応急救護)

第50条 地震初期時の救助及び救護については、次の活動を行う。活動に際しては、地区隊の応急救護班が主体となるが、状況に応じて可能な限り周囲の者の協力を求める。

- (1) 負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所及び医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせる。救出可能なときは、周囲の者と協力して救出を図る。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として、消火活動を優先し、火災が広がらない状態となってから救出活動にあたる。
- (3) ガラスが飛散している場合や、倒壊建物や落下物、転倒物等に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (4) 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施すること。
- (5) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (6) 危険が伴う救出資機材は、機器の取扱いに習熟した者が担当すること。
- (7) 救出の優先順位は、原則として、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。

(エレベーター停止等への対応)

第51条 地震によるエレベーターの停止に際し、従業員は次の活動を行う。

- (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センターまたは指揮本部等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長に連絡する。

(地震による出火への対応)

第52条 地震が発生した場合、次の出火防止措置を行う。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。
- (3) 防火・防災担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、

火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

- 2 火災が発生した場合は、通常火災への対応を準用し、消火班を中心に迅速な対応をとる。
- 3 複数箇所から出火して消火班の能力を超えている場合は、本部隊の指示に従うとともに、人命に影響を及ぼす場所の火災を優先する。

(避難施設・建物損壊への対応)

第53条 避難施設の損壊に備えて、安全防護班を中心に、次のとおり避難経路を確保する。

- (1) 物品転倒により、防火設備の避難扉への開放ができなくなり、避難通路として使用が不可能となることがないように、周辺の商品等の管理を徹底する。
- (2) 火災発生の際は、非常口や階段が変形・損傷して使用不能となった場合に備え、複数の避難経路を確保するとともに、避難経路を確保する。
- (3) 火災発生の際は、消火活動と併せて区画の損傷状況を確認の上、避難経路の安全を確保する。

(スプリンクラー設備損壊への対応)

第54条 スプリンクラー設備の損壊を想定し、消火班を中心に、次のとおり初期対応を確保する。

- (1) 漏水時の制御弁の閉鎖
 - (2) 複数設置場所の消火器の使用
 - (3) 大型消火器の使用
 - (4) 動力消防ポンプ設備の活用
- 2 スプリンクラー設備の散水による水損防止措置は、安全防護班が中心となって行う。

(火災発生時の区画形成)

第55条 区画損壊等を想定し、安全防護班を中心に、次のとおり応急措置をとる。

- (1) 建物損壊や収容物転倒などによる防火扉・シャッターが自動閉鎖しなかった場合等、手動の区画形成を行う。
- (2) 当該出火区画の閉鎖が困難な場合は、隣接防火戸による二次的な区画形成を行う。
- (3) 防火戸の煙感知器が損壊したことにより閉鎖しない場合は、手動で閉鎖し区画形成を行う。

(停電時の対応)

第56条 地震による停電発生を想定し、安全防護班を中心に、次のとおり対応する。

- (1) 停電に備え、自家発電設備、発動発電機、バッテリー等、相応の容量の非常電源を確保する。
- (2) 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常用照明器具を確保・配備する。
- (3) 不要電路の遮断等、電気配線等の破損等の火災に繋がる要因を排除するよう努める。

(ガス停止時の対応)

第57条 地震によるガス停止を想定し、安全防護班を中心に、火気設備等を使用する場合は、燃料の漏洩等がないか確認する。

(断水時の対応)

第58条 地震による断水時に備え、安全防護班を中心に、消防用水の容量を確保する。

2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策をとる。

(通信障害への対応)

第59条 地震による通信障害に備え、消防機関等への通報手段は、通信回線や無線等の確保を行う等、複線化する。

(地震時の避難方法)

第60条 建物の被害状況等により、次の基準に基づき避難を行うこととする。

- (1) 全館一斉避難：在館者全員が同時に避難する。
具体的には、次の①から⑦の事象が単独あるいは複合で発生し、危険が建物全体に短時間で波及する恐れのあるとき。
- (2) 全館逐次避難：在館者全員が、危険階を優先し、時間差に配慮した上で、避難する。具体的には、次の①から⑦の事象の発生に時間の余裕があるとき、及び⑧、⑨の事象が発生したとき。
- (3) 階(区画)避難：危険階(区画)から安全な区画へ避難する。
下記以外の場合に、状況に応じて実施する。
 - ①建物が倒壊する危険が高いとき。
 - ②建物全体に危険が及ぶ強い地震発生が予想されるとき。
 - ③建物で複数階同時出火したとき、または、出火延焼危険性が高いとき。
 - ④建物内の室内散乱が激しく、余震により負傷者発生の危険性が高いとき。または、出火・延焼の危険性が高いとき。
 - ⑤建物内で危険物・ガスが漏出したとき、または漏出の危険性が高いと

き。

- ⑥建物内の防災設備系統が作動しなくなったとき。
- ⑦出火階の防火区画や防火扉が破損し、火災等の危険事象が他階に波及する恐れがあるとき。
- ⑧都市火災が発生し、周辺の延焼危険が高くなったとき。
- ⑨周辺大気中に有毒物質が漏出または漏出するおそれの高いとき。

(地震時の避難誘導)

第61条 地震時の避難誘導については、避難誘導班を中心に、次による。

(1) 建物からの避難

- ア 避難は原則として自衛消防隊長からの連絡又は防災関係機関の避難命令により行う。
- イ 地区隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、自衛消防隊長の指示に基づき、在館者を速やかに屋外に避難させ、避難完了後自衛消防隊長に報告する。
- ウ 地区隊長は、自衛消防隊長からの避難指示があるまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- エ 地区隊長は、自衛消防隊長との連絡が取れない場合は、第60条に定める基準をもとに避難の是非を判断する。
- オ 屋内の安全確保ができない場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- カ エレベーターによる避難は原則として行わない。
- キ 忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。
- ク 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- ケ 安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うとともに、立入禁止区域の設定を行う。
- コ 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- サ 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、本部隊に報告する。
- シ 自力避難困難者に対しては、避難の支援を行う。
- ス 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し、前各項に従い誘導にあたる。
- セ 避難及び避難誘導は、地区隊の避難誘導班と協力して行う。

(2) 避難場所等への避難

- ア 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所 ●●公園及び避難場所 ●●小学校 までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

- イ 避難する際は、原則として、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- ウ 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- エ 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- オ 避難する際には、地区隊長は、担当地区のブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに自衛消防隊長にその旨を報告する。

(災害復旧等の活動との調整)

第62条 災害復旧作業に伴う二次災害発生防止のための措置は次のとおりとする。

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに地区隊長に報告するとともに応急措置を行う。
 - (2) 火気使用設備器具は、安全を確認した後、使用を再開する。
 - (3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに消防用設備等点検を実施し異常の有無を地区隊長に報告すること。点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、増強を図る。
 - (4) 地区隊長は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について自衛消防隊長に報告する。
- 2 震災後の二次災害発生を防止するために、管理権原者、防火・防災管理者等は、次の措置を行う。
- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
 - (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。
- 3 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。

(建物の使用再開時の措置)

第63条 防火・防災管理者は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

(警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織)

第64条 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防組織は、本部隊については警戒本部の設置及び地区隊の管理監督を行うものとし、地区隊については、次のとおりの編成及び任務とする。

- (1) 通報連絡班は、情報収集班として編成し、次の任務を行う。
テレビ、ラジオ等による情報収集
- (2) 消火班及び安全防護班は、点検班として編成し、次の任務を行う。
転倒・落下防止に係る措置の再確認
- (3) 避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、次の任務を行う。
避難誘導に係る措置の再確認
- (4) 応急救護班は、応急措置班として編成し、次の任務を行う。
危険箇所の補強及び整備の再確認

(営業方針)

第65条 警戒宣言が発せられた場合は、従業員の時差退社及び残留保安要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として営業を中止するが、建物の安全性が確保されている場合には営業を継続する。

(東海地震注意情報の報告等)

第66条 東海地震注意情報の発表を知った従業員は、直ちに防火・防災管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火・防災管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認の上、本計画に基づく必要な措置をとる。

(地震対策委員会の招集)

第67条 管理権原者は、東海地震注意情報を知ったときは、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議の上、決定する。

- (1) 東海地震注意情報の段階における対応措置
 - ア 東海地震注意情報の伝達情報
 - イ 自衛消防組織の任務の確認
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合の顧客等の取扱い
 - (3) 出火防止のための応急措置対策の確認
 - (4) 時差退社の決定及び残留者の決定
 - (5) その他必要事項
- 2 委員会の構成は、防火・防災管理委員会の構成委員をもって構成する。

(警戒本部の設置)

第68条 管理権原者は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置する。

- 2 本部の構成員は、地震対策委員会と同様とする。

- 3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理
 - (2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更
 - (3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定
 - (4) 自衛消防組織及び従業員等に対する指示・命令
- 4 地区隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を、随時、本部に報告する。
- 5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、トランシーバー等の本部の活動に必要なものを準備する。

(従業員及び在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

- 第69条 地区隊長は、それぞれの避難誘導班に指定されている者を所定の場所に配置する。
- 2 在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班の配置完了後、非常放送を行う。

(誘導案内)

- 第70条 避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。
- 2 混乱を防止するために、原則として、避難階に近い階層より順次行う。

(火気使用の中止等)

- 第71条 警戒宣言が発せられた場合は、禁煙とし、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。
- 2 危険物の取扱いは直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。
 - 3 エレベーターは、地震時管制運転装置付のものを除き、運転を停止する。

(工事及び高所作業の中止)

- 第72条 防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓拭きその他の高所作業を行うものに対して、工事資機材の安全措置を施して工事等を中止させる。

(その他の災害についての対応)

- 第73条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、火災・地震時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて別表8に定める関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

(管理権原者の教育)

- 第74条 管理権原者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に定期的かつ積極的に参加する。
 - 3 管理権原者は、消防訓練を実施する場合は、必ず参加する。
 - 4 管理権原者は、防火・防災管理者、地区隊長等と定期的に情報交換を行う。

(防火・防災管理者等の教育)

- 第75条 防火・防災管理者は、常に防火・防災に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防火・防災管理者等に対して、講習及び再講習を受けさせる。
 - 3 防火・防災管理者は、防火・防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、従業員に対する防火・防災講演等を随時開催する。

(自衛消防組織の構成員の教育)

- 第76条 自衛消防組織の構成員は、自衛消防組織による活動の全体像及び各役割の活動についての教育を受けるとともに、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

(従業員の教育)

- 第77条 従業員、新入社員、パート等に対する教育は、従業員教育担当者等が計画的に実施する。
- 2 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について行う。
 - (1) 消防計画について
 - (2) 従業員等の守るべき事項について
 - (3) 火災発生時の対応について
 - (4) 地震時及びその他の災害等の対応について
 - (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。
 - (6) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(訓練の実施)

- 第78条 防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防組織が迅速かつ的確に所定の行動ができるように自衛消防訓練を実施する。

(訓練の実施時期)

- 第79条 防火・防災管理者は、次により訓練を行う。

(1) 訓練の実施時期

実施予定月を記載してください。

ア 個別訓練

- ・ 消火訓練を 4 月 10 月に実施する。
- ・ 通報訓練を 4 月 10 月に実施する。
- ・ 火災の避難訓練を 4 月に、地震の避難訓練を 10 月に実施する。

イ 総合訓練については、全体についての防火・防災管理に係る消防計画により実施する。

(2) 防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(3) 訓練の参加者

ア 自衛消防組織の要員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、半数以上の者

(この場合、全従業員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させる。)

(4) 建物全体で実施する訓練に参加する。

(訓練の通知)

第80条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

(訓練の内容)

第81条 訓練は、別表1に基づき実施する。

(訓練結果の検討)

第82条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、その内容の記録を行い、以後の訓練に反映させる。

なお、検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

施行日を記載してください。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

被害想定(例)

シナリオは、震度6強で一番最悪の状況となる時間帯で考える。計画を立てる建築物の内容によって例に倣って被害想定を記載して下さい。

被害種類		被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	消防訓練において実施する 対応策
被害想定シナリオ		震度6強、地震発生日時:平日13時00分				
建物の概要		地上7階、地下1階、鉄骨構造 新耐震基準対応 屋内に大空間あり 延床面積50,000㎡ 約300テナントが入居 地下及び最上階部分にレストラン(50店舗) 平均在館人数約4000名(内従業員数:約1500名(正社員100名)) エレベーター20機(客用10機) エスカレーター30機				
建物等の 基本被害	被害想定を作成する建物の概要を例に倣って記載して下さい。		被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策
	建物構造(柱、梁、耐震壁など主要構造部等を含む)の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	外壁・窓ガラス・看板の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
建築設備等被害	エレベーターの状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	エスカレーターの状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	空調・換気設備の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
避難施設等被害	ポイラー・発電発電機、燃料タンク等の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	室の扉のひずみの状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	廊下(渡り廊下を含む)や非常階段の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	内装材やガラスの状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
消防用設備等被害	階段室や非常口における避難者の殺到状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	防火シャッター・防火扉の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
	スプリンクラー設備の状況	被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	
消火設備の状況		被害想定方法	具体的被害の状況	被害様相(シナリオ)	対応策	

実態に応じて作成してください。

記載したシナリオや対応策に準じて消防訓練を実施して下さい。

・ガラスが割れても、広範囲に広がらないように、フィルムを貼ったりする。
・負傷者が発生した場合は、応急救護班が迅速に対応できるように訓練する。

・危険物等の燃料を使用する箇所を、あらかじめ調査しておく、地震発生後、早急に火災が発生していないかを確認する訓練する。
・火災が発生してしまった場合のため、初期消火訓練を実施する。
・燃料が漏洩してしまった際に、漏洩規模が最小になるよう訓練する。

・非常階段や渡り廊下等の外付けの施設は、被害を受けやすく、通常の避難経路として使えない場合が多い。
・建物外への避難が開始されるが、内装材の脱落、ガラスの散乱、転倒物や落下物に塞がれた箇所が発生し、避難経路が塞がれることで避難がスムーズに実施できない。
・廊下に煙が滞留し、避難経路が使えなくなる。

・火災発生後、防火扉の完全閉鎖ができていないかどうかを巡回する訓練を行う。
・消火器での初期消火訓練を実施する。

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する		
				被害様相(シナリオ)	対応策	
収容物等被害	室内の備品の状況	<ul style="list-style-type: none"> 各階の耐震診断結果等に基づいて揺れの大きさを推定すると共に、各階の収容物の量、形状、固定措置等の耐震性を個別に確認し被害を想定した。 照明器具等の形状、設置状況、過去の実例、転倒・落下防止対策の実施状況等について個別に確認し、被害を想定した。 テナントにおける棚類や販売物品は固定対策がされていない。以上から収容物の種類毎に転倒率・滑動率を設定した。 	各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 未固定の場合はロッカーやコピー機、家具、商品ケース、インテリア等はほぼ全て滑動し、高さ比较大的いものは転倒することで人を傷つけるとともに、歩行の障害となる。 天井材の変形が大きい箇所では蛍光灯の照明ボックスの落下が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者を発生させるような収容物については、転倒防止措置を実施する。 避難障害を生じさせた訓練を実施し、迅速に避難経路を確保できるようにする。 	
	照明器具等の状況		吊り照明が設置されていることが多く、壁際に近いものは振動により干渉し損傷すると考えられる。			
	室内の書棚、ロッカー、家具、コピー機、家電製品等の状況		各テナントの棚類や販売物品は固定対策がされておらず、転倒・滑動が発生すると考えられる。			
	パーティションの状況		吊り下げ式パーティション、固定済みパーティションを除くパーティションが転倒すると考えられると考えられる。			
ライブライン等被害	電気ガス水道交通	<ul style="list-style-type: none"> 自治体等の地域防災計画におけるインフラに対する被害見積及び自治体作成のハザードマップから、周辺インフラの被害を想定した。 基本的に、電気は6日、水は30日、ガスは55日、を、それぞれ復旧までの所要日数として想定した。 	外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 電気の供給がストップし、復旧に6日程度は要する。 ビル外部の配管の損傷により、ビルへの水供給が停止する。復旧に30日程度を要する。 断水により、消火用水が不足した場合、スプリンクラーが作動しない。消火栓を用いた消火活動が不可能となる。 水洗トイレの使用が不可能となる。 公共の消防機関は、道路渋滞、道路閉鎖、同時多発の出動要請対応等の理由により、救援要請しても適宜に到着できないため、自衛消防組織で、在館者の生命・身体保護、消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等を実施しなければならなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄用品のチェックするとともに配布方法の再確認をする。 	
			停電による客室の照明の状況			外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。
			停電による廊下・階段・ロビーの照明の状況			外部からの電力供給が遮断され、非常電源の通電箇所以外は停電すると考えられる。
			断水の状況			外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
			断水時のトイレの状況			外部からの水供給が遮断されるが、屋上タンクの貯水分に限り、水が使用可能と考えられる。
交通インフラの状況	周辺交通は、全面的に停止・麻痺状態と考えられる。					
通信	外線電話	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の館内の受信設備・サーバー等の配置場所、各階の揺れや変形(歪み)の状況、各種機材の耐震性等を加味し、災害時に使用可能か否かを個別に推定した。 推定不能の場合は、最悪の状況として通常の通信手段としては使用できないとして見積もった。 	通常電話は、輻輳・故障で繋がりにくい状況となることにより、使用が著しく困難と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 必要な連絡を取りづらくなる。 情報の錯綜や混乱のため、全体の状況がつかめず、優先順位が高く緊急性を要する者の救出遅れや救出漏れが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> トランシーバ等による連絡手段の確保するとともに、連絡の仕方について訓練する。 	
	内線電話		内線電話ラインが切断され、通話ができなくなる場合が考えられる。また、サーバーが損害を受け、通信ができなくなる場合が考えられると考えられる。			
	公設消防への連絡		専用回線を用いて通常使用が可能と考えられる。			
派生的に生じる被害等	火災	<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例から、火災発生時の火元となる箇所を想定した。 火元となる箇所の、緊急時の措置(ボイラーの自動停止等)状況や緊急消火設備等の状況に、建物等の基本被害、消防用設備等被害を勘案し、火災発生箇所とその数、及び延焼の可能性を推定した。 推定困難な場合は、火元となる箇所の数及び状況、過去の実例等に基づき、発生の可能性が極端に低い場合を除いて、一定割合で火災が発生することを推定した。 	各厨房の火元設備は固定され、周囲に落下物もないため火災は発生しないが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。	<ul style="list-style-type: none"> 火災使用箇所から火災が発生し、煙が館内に充満し、熱や煙で負傷するものが発生する。 ボイラーへの送油遮断が正常に作動しない場合、燃料の漏洩により出火する。それにより、給排水機能・電気機能等の全館インフラの作動に大きな支障が出る。 厨房にて利用するガス配管は自動遮断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災使用箇所をあらかじめ把握し、地震発生時に早急に確認する訓練実施するとともに、火災発見時には、初期消火を行う訓練を実施する。 	
			レストランや食堂の火気使用地域における火災			火元となり得る設備機器・電気機器がほぼ存在せず、被害は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、喫煙スペースからの出火や短絡により、火災が発生することを想定する。
			その他の火気使用設備器具、電気機器からの出火			ボイラーは自動停止し、配電盤・操作盤等々も固定済みであるため、被害は生じないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、短絡による火災発生を想定する。
			機械室・ボイラー室からの出火			地下駐車場において大きな建物被害はなく、火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、火災発生を想定する。
			駐車場からの出火			厨房のガス設備に損傷は生じないと考えられるが、最悪を想定して一部での漏洩を想定する。
			ガス使用設備からのガス漏洩			大規模な火災は無いと考えられるが、対応困難事態を想定するため、スプリンクラーが損傷している区画で火災が発生したことで一部で延焼が発生することを想定する。
出火による館内における煙の充満	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所、建物構造、対策措置の状況、過去の実例等から、煙の移動経路、移動時間等を想定した。 想定が困難なため、自衛消防組織による対処が不可能とした。 					

被害種類	被害項目	被害想定方法	具体的被害の状況	消防訓練において実施する		
				被害様相(シナリオ)	対応策	
人的被害	死傷	天井等の破損、照明器具の落下による死傷	振幅の大きい上層階を中心に、落下する天井パネル・吊り照明器具による死傷者の発生が考えられる。	<p>・天井等の破損、照明器具の落下、ガラスの破損、家具、ロッカー、パーティション等の転倒により死傷者が発生する。</p> <p>・地震後の火災により死傷者が発生する。</p> <p>・避難等の混乱による死傷者が発生する。</p> <p>・閉じ込め事故が発生する。エレベータ業者への連絡が滞る。またエレベータ業者の要員不足から復旧に24時間を要する。</p>	<p>・天井等の破損、照明器具の落下、ガラスの破損、家具、ロッカー、パーティション等の転倒等の防止措置を実施する。</p> <p>・避難者にパニックを起こさせない避難誘導訓練を実施する。</p>	
		ガラスの破損による死傷	・各階の揺れ、建物や設備の予想被害、過去の実例と、被害の発生する各フロア内・室内・ロビー等における人口密度を加味し、死傷者の発生、通行障害等の被害を推定した。			窓ガラス、ガラスカーテンウォール等の破損は限定的であるため、ほぼ発生しないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、死傷者の発生を想定する。
		家具、ロッカー、パーティション等の転倒による死傷	・推定が困難な場合、および推定の結果、死傷者が無しとなる場合は、在館者数と安全対策の程度に応じて、一定割合で人的被害が発生することを想定した。			施設内の棚類や販売物品は固定対策がされておらず、これらの転倒・滑動に起因する死傷者が発生すると考えられる。
		火災・煙による死傷。慌てて屋外に出た人の落下物による負傷	・震災による直接的な死傷者に加え、火災やパニックの発生に伴う二次災害の発生による人的被害を想定した。			延焼地区付近で自力脱出が困難となっている者の一部が、火・煙により死傷すると考えられる。また、エントランスへ集中した群衆が屋外へ飛び出して落下物により死傷することが考えられる。
		避難中の混乱(パニック)による死傷	・商業施設内の人口密度、物品密集度を参考に、棚類、販売物品の転倒破損及び、それらの設置場所から死傷者数を推定した。			建物被害・火災は大きくないが、一般客が大多数を占めるためにパニックが発生、これにより避難中の混乱による死傷者が発生すると考えられる。
	閉じ込め	エレベータ内の閉じ込めの状況	・最寄階で停止するエレベーターについても、ある一定の割合で閉じ込め事象が発生するものとし、エレベーターの使用人員数・使用基数を推定し、それに基づき閉じ込め被害規模を推定した。			基本的には地震時管制運転システムが働くことで発生しないが、対応困難事態を想定するため、発生を想定する。
		室内の閉じ込め	・室数、室外への出入りに使用される扉の形状、数、閉じ込め対策措置の状況及び室内の平均在室人員から、閉じ込め数を推定した。			そもそも扉が多くなく、また基本的には自力開放可能であることから、閉じ込めは起きないと考えられるが、対応困難事態を想定するため、閉じ込め発生を想定する。

予防的活動のための組織編成表

防火・防災管理者	防火・防災担当責任者		火元責任者	
防火防災管理者選任届出書のとおり	厨房	料理長	炭場	○○
			厨房	○○
	ホール	ホールリーダー	喫煙所	○○
			客席	○○
			廊下	○○
	その他	防火管理者	事務所	○○
			ロッカー	○○

※消防計画を提出する際、○○部分は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。

また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。

ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。

自主検査チェック表（定期）

実施項目		確認箇所	検査結果		
建 物 構 造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	表示されているか。また、進入障害はないか。			
防 火 設 備	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。〔確認要領〕 ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避 難 施 設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危 険 物 施 設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火・防災管理者確認
構造関係		年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係		年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係		年 月 日	危険物施設	年 月 日	

（備考） 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。

（凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

消防用設備等・特殊消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1)設置場所に置いてあるか。 (2)消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3)安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4)ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5)圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3)ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1)散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)送水口の変形及び操作障害はないか。 (4)スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5)制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1)散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1)泡の分布を妨げるものがないか。 (2)間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3)泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1)起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2)手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3)スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4)貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1)使用上の障害となる物品はないか。 (2)消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3)ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1)常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2)車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3)管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4)感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3)用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4)ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1)電源表示灯は点灯しているか。 (2)受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1)表示灯は点灯しているか。 (2)操作上障害となる物がないか。 (3)押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1)電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2)試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1)避難に際し、容易に接近できるか。 (2)格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3)開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4)降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5)標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1)改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2)誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3)外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4)不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1)周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2)道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3)地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4)散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1)送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2)送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3)放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4)放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5)表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1)周囲に使用上障害となる物がないか。表示灯は点灯しているか。 (2)保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
検査実施者氏名	防火・防災管理者確認	

物品管理表

管理者 ○○ ○○

分類	内容	実数
実態に応じて作成してください。		
食料	乾パン	300食
食料	クラッカー	300食
食料	粥	100食
食料	缶入りソフトパン	300食
食料	缶詰	300食
その他	災害用食器セット	300セット
保健	災害多人数用救急箱	1箱
保健	簡易トイレ	1200回分
保健	除菌用アルコールティッシュ	100個
保健	フィルターマスク	100枚
保健	生理用品	1200個
その他	パックタオル	200枚
その他	パック毛布	100枚
その他	防水ライト	100個
その他	救助ロープ	1本(100m)
その他	防水エコシート	10枚
その他	非常用持出し袋	100個

原則として、従業員100人の3日分を想定。

*ただし水に関しては、記載の飲料水の外に、基本的に通常の給水設備が使用可能(タンク内に水がある限り)であること、ビル管理会社が数日分を備蓄しているものと想定。

*災害多人数用救急箱は、1箱で50人分。

地区隊の編成

	通報連絡班	班長: ○○ ○○ □□ □□ □□ □□
	消火班	班長: ○○ ○○ □□ □□ □□ □□
		班長: ○○ ○○
<p>※消防計画を提出する際、▲▲・○○・□□部分は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。 また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。 ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。</p>		
1階地区隊 地区隊長 ▲▲ ▲▲	避難誘導班	□□ □□ □□ □□ □□ □□
		班長: ○○ ○○
	安全防護班	□□ □□ □□ □□
		班長: ○○ ○○
	応急救護班	□□ □□ □□ □□
<p>* 地区隊長不在時の代行順位は、以下の通りとする。 通報連絡班長、消火班長、避難誘導班長、安全防護班長、応急救護班長</p> <p>* 活動長期化時には、各班の班長は自身の代行者を指名し、自身の休憩時の自衛消防活動の統括を委託するものとする。</p>		

【人員割り振りの考え方】

在館者の避難誘導を最優先で考える。具体的な考え方は以下の通りであるが、人員は状況に応じて柔軟に対応するものとする。

・地区隊の編成は、フロアごととする。

・初期消火班は、レストランフロアにおいては特に出火の可能性を鑑み、他フロアより厚めの陣容とする。出火がなければ、必要に応じて他班を支援する。

・避難誘導班は、避難誘導時にパニックが発生する危険があることから、人員を厚めに配置するものとする。

関係機関一覧

機関名称	電話番号	連絡結果
川崎市消防局	119	
神奈川県警察本部	110	
必要に応じて連絡先等を追加してください。		

